

第9章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

1 実施責任者

小平町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 道路
- オ 林地荒廃防止施設
- カ 港湾
- キ 漁港
- ク 地すべり防止施設
- ケ 急傾斜地崩壊防止施設
- コ 下水道
- サ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 上・下水道災害復旧事業計画

(4) 住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 学校教育施設災害復旧事業計画

(7) 病院等災害復旧事業計画

(8) 社会教育施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

3 農林漁業応急融資

被災農林漁業者に対し、次のとおり融資制度の導入を積極的に推進し、農林漁業経営の維持安定を図る。

(1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和25年法律第169号)の適用を図り、低利の経営資金を導入する。

(2) 農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、このため自作農維持資金及び農地等の復旧資金、林道復旧資金、農林漁業者の共同利用施設復旧資金等、長期低利資金の導入を図る。

4 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資、貸付金等の対策は、次によるものとする。

(1) 生業資金の貸付

町は、被災した生活困窮者の再起に必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

ア 災害救助法による生業に必要な資金

イ 生活福祉資金の災害援護資金

ウ 母子寡婦福祉資金

エ 国民金融公庫資金

(2) 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子家庭で、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は被災住宅を改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努める。

ア 生活福祉資金の住宅資金

イ 母子寡婦福祉資金の住宅資金

5 災害復旧事業費等

災害復旧事業、その他災害関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより予算の範囲内において、国及び道がその全部又は、一部を負担し、又は補助する。

6 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。

7 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大綱は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画に記載のとおりである。